



# 山形県公報

令和4年12月9日(金)

第362号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……1137
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……1138
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良事業計画の計画変更の適当の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(庄内総合支庁農村整備課) ……1139
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 昭和49年12月県告示第1941号(山形県屋外広告物条例に基づく指定地域)の  
一部改正……………(県土利用政策課) ……1140

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第944号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人あゆむ 長井市五十川5293番地の7	児童発達支援センターあゆむ む いいで 西置賜郡飯豊町萩生3532-1	児 童 発 達 支 援	10名	令和 4. 12. 1

#### 山形県告示第945号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.55%」を「年0.45%」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年11月18日から適用する。
- 2 令和4年11月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第952号

昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部を次のように改正する。

令和4年12月9日

山形県知事 吉村美栄子

第3項第2号中「第6項」を「第5項」に改め、第4項中「第4項第1号イ」を「前項第1号イ」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第5項中「第4項第1号」を「第3項第1号」に改める。

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行
令和4.9.6	第336号	878	21

誤

高等部		3年
-----	--	----

正

高等部	普通科	3年
-----	-----	----

同	同	同	32
---	---	---	----

誤

高等部		3年
-----	--	----

正

高等部	普通科	3年
-----	-----	----